

国立大学法人岡山大学における補助金等の交付前使用
に係る立替えに関する要項

平成17年10月 5日
学 長 裁 定
改正 平成20年 2月28日
改正 平成29年 6月29日

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）に所属する者（岡山大学の学生を含む。）が、次条各号に規定する補助金等の代表者等として研究及び教育（以下「研究等」という。）を実施する場合に、補助金等が交付されるまでの間（以下「交付前」という。）の当該研究等の実施に必要な資金を、その管理者である法人が立替えを行うことができるものとし、これに関する必要な事項を定め、もって当該研究等の円滑な推進と補助金等の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「補助金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 受託研究等
 - イ 受託研究
 - ロ 受託事業
 - ハ 共同研究
 - ニ 共同事業

三 その他 予算責任者が一時的に立替えることを必要と認めたもの

2 この要項において「代表者等」とは、前項に掲げる補助金等により研究等を実施する代表者及び分担者のうち他の研究機関の代表者等から補助金等の配分を受ける者をいう。

(立替えの財源及び上限額)

第3条 立替えの財源は、原則として、法人の余裕金の範囲内とする。

(金利)

第4条 立替えをする場合には、金利を付さない。

(立替えを受けることのできる代表者等の範囲)

第5条 立替えを受けることのできる代表者等は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 新規に交付の内定を受けた代表者等
- 二 前年度に継続分として当該年度の内約を受けた代表者等

(立替えを受けることのできる期間)

第6条 代表者等が立替えを受けることのできる期間は、交付の内定を受けたとき（継続研究については、当該年度の4月1日）から交付決定に基づき補助金を受領する日の前日までとする。

(経理事務)

第7条 立替えに関する経理事務は、国立大学法人岡山大学会計規則（平成16年岡大規則第18号）及びこれに基づく規程、要項等の定めるところによる。

2 第2条第1項第一号のうち、補助金の経理事務の委任を受けた者が、資金を必要とする場合には、別紙により財務・施設担当理事に資金の立替えを依頼するものとする。

3 本部の経理責任者は、補助金等交付後直ちに立替えの精算をするものとする。

4 立替えを受けた代表者等は、補助金等が交付されなかった場合、その責任において立替金を返済するものとする。

5 この要項に定めのない取扱いについてこれを定める必要がある場合には、本部の経理責任者と協議するものとする。

附 則

この要項は、平成17年10月 5日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年 7月 1日から施行する。

別紙

資金立替依頼書

平成 年 月 日

財務・施設担当理事 殿

職 名

(補助金の経理事務の委任を受けた者を記入する。)

氏 名

下記のとおり管理口座への資金の立替えを依頼します。

記

1 補助金の名称	
2 管理口座番号	
3 資金立替依頼額	円